

花王のアプローチ

花王グループでは情報セキュリティポリシーのもと、機密情報(トレードシークレット)・個人情報およびハードウェア・ソフトウェア・各種データファイル等の情報資産の保護を目的とした情報セキュリティ委員会を設けています。委員会での議論を踏まえ、社内ルールの制定や内部管理の徹底と遵守のための管理体制を整備し、社員への啓発活動を実施しています。

社会的課題と花王が提供する価値

企業は機密情報や個人情報を活用し、自社の独自性を発揮することで事業活動を行なっています。また、ITを活用し受発注・売上計上業務や決算プロセス、研究開発・生産活動等の事業活動を行なっています。そのため、内部犯行による情報漏洩やサイバー攻撃に対する対策が重要な経営課題となっています。

花王では内部犯行による情報漏洩の防止策として、企業理念の「花王ウェイ」の実践、企業行動規範である「花王 ビジネス コンダクト ガイドライン」の周知徹底、マネジメント層からのメッセージ発信、モニタリングによる牽制、不正競争防止法等を含めた啓発活動を行なっています。

外部犯行に対しては、社会問題化しているサイバー攻撃に対して、技術的・人的対策を講じています。

貢献するSDGs



方針

花王は、法令や各省庁・委員会のガイドラインを遵守するために「情報セキュリティポリシー」「機密情報取扱いガイドライン」「個人情報取扱いガイドライン」「ITセキュリティガイドライン」を制定しています。

機密情報保護に関しては、営業秘密として法的保護を受けることができるように経済産業省の指針やハンドブック等に沿ってルールの規定とそれに基づく管理を行ない、定期的に自己点検を実施しています。

個人情報保護に関しては、所管の個人情報保護委員会等のガイドラインに則り厳格に管理しています。個人情報に関する業務を外部に委託する場合には、委託先に対して契約・個人情報取扱いに関する覚書の締結、監査の実施などを徹底しています。従業員の個人情報保護についても、監督省庁・委員会のガイドラインに則り適切に管理しています。

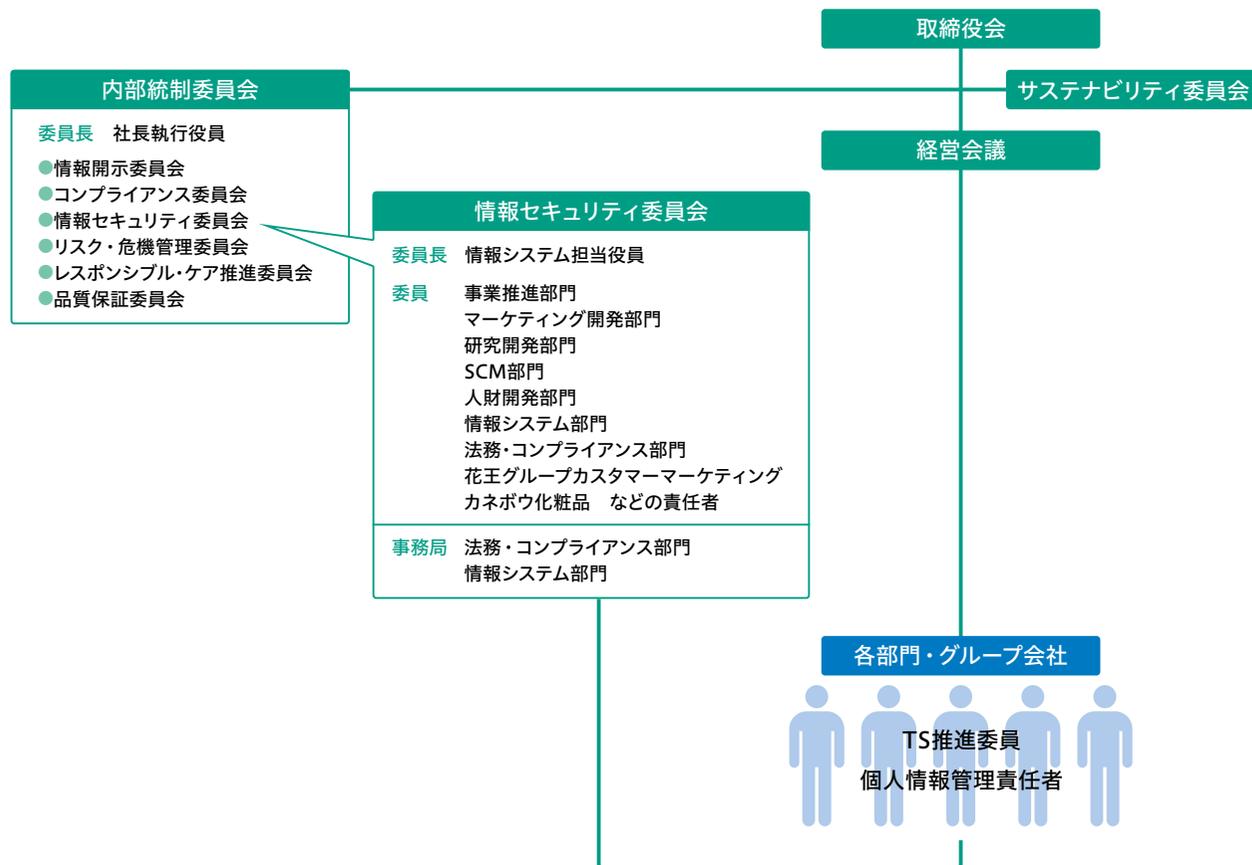
体制

経済産業省が2016年2月に公表した「秘密情報の保護ハンドブック」によると、経営層が率先して社内体制の構築に関与するとともに知的財産、人事・労務、情報セキュリティ、法務など多様な観点からの対策が必要であるとされています。そして、秘密情報はすべての部門に存在することが考えられるとされています。

花王では、情報セキュリティ委員会委員長と委員長代行に経営層を配置し、人財開発、情報システム、マーケティング、知的財産、生産技術、法務・コンプライアンス等の多様な部門から委員と事務局を選出し、多様な観点で社内ルールの制定や管理体制を整備、啓発活動を実施しています。

また、各部門でトレードシークレット(TS)推進委員、個人情報管理責任者を任命し、啓発活動や自己点検を中心にPDCAサイクルによる機密情報や個人情報の保護活動を行なっています。

情報セキュリティの管理体制



※2017年12月現在

教育と浸透

社内教育は各部門での実施を基本としています。そのため、機密情報や個人情報の保護推進の徹底のためにトレードシークレット(TS)推進委員や個人情報管理責任者に対して外部講師による講演や最新動向の周知を行なっています。また、各部門での教育のための啓発資料をTS推進委員や個人情報管理責任者に提供しています。全社員向けには社内ポータルサイトによる注意喚起や啓発も行なっています。

さらに、社内教育の浸透度を測るために、自己点検によるチェックを行なっています。自己点検によるチェックで課題を抽出し、改善目標を設定、改善活動を推進しています。

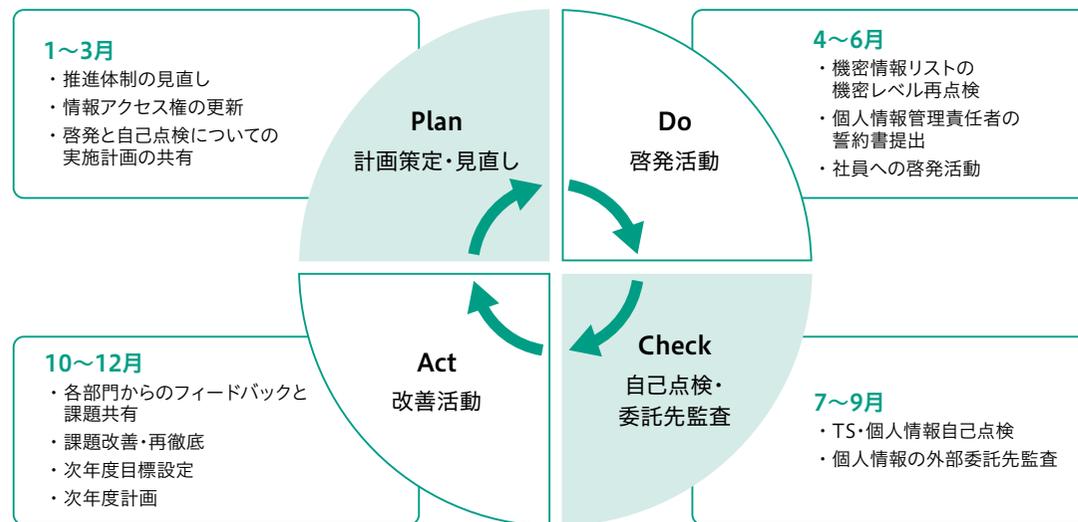
中長期目標と実績

日本では、サイバー攻撃に対する対策、機密情報・個人情報保護の保護、PC・スマートフォン・ネットワーク等の適正利用を情報セキュリティのマネジメントサイクルとして標準化して推進しています。第1四半期：計画策定・見直し、第2四半期：啓発活動、第3四半期：自己点検・委託先監査、第4四半期：改善活動という四半期サイクルです。

このPDCAサイクルで活動することにより、サイバー攻撃や機密情報・個人情報の事故等のインシデントの発生を未然に防げる体質に変革していきます。また、もしインシデントが発生した場合でも、適切に対応できるようにインシデント発生時の対応体制や対応プロセスを構築していきます。

一方、アジア・米州・欧州各国の法律に対応した規程や体制の整備支援も進めています。また、サイバー攻撃対策については、ITセキュリティのアセスメントを実施し、現状を把握し、課題を抽出し、改善を進め、グローバルでの情報セキュリティのレベルアップをめざします。

情報セキュリティ活動のPDCA



2017年の実績

情報セキュリティのマネジメントサイクルとして以下の活動を実施しました。

第1四半期:計画策定・見直し

- ・「個人情報取扱いガイドライン」改定
(2017年5月30日の改正個人情報保護法全面施行に対応)
- ・体制・情報アクセス権見直し:
組織変更や人事異動による役割変更に伴って、新体制での活動を円滑に行なえるように、トレードシークレット(TS)推進委員40名、個人情報管理責任者47名、情報セキュリティ委員会委員2名の情報アクセス権を設定。

第2四半期:啓発活動

- ・個人情報取扱いガイドライン改定説明会の実施
(653名参加)
- ・情報セキュリティ啓発資料の発行

第3四半期:自己点検・委託先監査

- ・機密情報の「自主パトロール」で自己点検を実施
- ・個人情報の「自主パトロール」で自己点検を実施
- ・個人情報委託先書面監査を実施

第4四半期:改善活動

- ・「第24回TS・個人情報保護推進会議」を開催
2017年の機密情報・個人情報に関する事故報告および「自主パトロール」のフィードバックと改善目標の設定
- ・「海外セキュリティアセスメント」の再開

ステークホルダーとの協働

化学製品製造業者等により構成される業界団体である一般社団法人日本化学工業協会の「情報セキュリティ対応部会」に参加することで、化学業界での情報セキュリティの向上に貢献しています。

また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が主催する「サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)」と警察庁が主催する「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」の2つのサイバー攻撃に対する情報共有ネットワークに加えて、2017年からJPCERT コーディネーションセンターが提供する「早期警戒情報」にも参加しました。これらの情報共有ネットワークからソフトウェアの脆弱性情報やサイバー攻撃の情報を入手するだけでなく、花王が受けたサイバー攻撃の情報を開示・共有することで日本のサイバーセキュリティ対策に貢献しています。

具体的な取り組み

第1四半期：計画策定・見直し

「個人情報取扱いガイドライン」改定

日本では2016年の「マイナンバー制度」の導入に引き続き、2017年5月30日から「改正個人情報保護法」が全面施行されました。この対応として2017年3月14日に花王の「個人情報取扱いガイドライン」を改定しました。

改定のポイントは、個人情報の定義(氏名・性別・生年月日等に加え、特定の個人が識別できるDNA、指紋、静脈等も含まれる)、要配慮個人情報(人種・民族・思想・信仰・病歴・犯罪歴等)、第三者提供(記録の保存)、匿名加工情報の取り扱いです。

個人情報漏洩時対応

日本では、2016年にコーポレートリスクとして個人情報漏洩時対応に取り組みました。情報セキュリティ委員会事務局が中心となって、対応体制の構築、インシデント発生時の対応フローを作成しました。これにより、情報セキュリティ委員会委員長への報告ルートを含めた個人情報漏洩時対応フローが整備されています。また、過去の大きな個人情報漏洩事件を題材に机上シミュレーション訓練を行ないました。

2017年には、花王グループでの事故発生シナリオを作成し、机上シミュレーション訓練を行ないました。

第2四半期：啓発活動

個人情報取扱いガイドライン改定説明会

2017年3月14日の社内規程の「個人情報取扱いガイドライン」の改定承認を受けて、個人情報を扱う部門がある日本の事業場を中心に「個人情報取扱いガイドライン改定説明会」を実施しました。

茅場町事業場3回、すみだ事業場2回、栃木事業場・小田原事業場各1回の合計7回の実施で、ウェブ会議での参加者を含めて653名の参加となりました。改定のポイントを具体的なビジネスシーンに落とし込んだ説明を行ないました。説明会では多数の質問があり、個別のケースにも十分な説明ができました。この説明会により改正個人情報保護法への対応準備が整いました。

第2四半期：啓発活動

情報セキュリティ啓発資料の発行

花王グループの日本で使用する従業員向けの情報セキュリティ啓発資料を2017年5月に発行しました。情報セキュリティに関する規程の「機密情報取扱いガイドライン」「個人情報取扱いガイドライン」「ITセキュリティガイドライン」のポイントをわかりやすく説明することで、規程に対する理解を深めることが目的です。左側に説明を簡潔に記述し、右側にイメージ図を掲載してわかりやすく解説しています。

当資料は社内ポータルサイトで公開し、トレードシークレット(TS)推進委員や個人情報管理責任者にメールで案内を行ない、各部門での啓発活動に活用できるようにしました。



従業員向け情報セキュリティ啓発資料

第3四半期：自己点検・委託先監査

機密情報と個人情報の「自主パトロール」で自己点検を実施

情報セキュリティ啓発資料発行に伴い、機密情報と個人情報の「自主パトロール」の設問を大幅に見直しました。啓発資料の内容が理解され、実践されることが重要なので、啓発資料の内容を確認する設問に変更しました。

個人情報委託先書面監査を実施

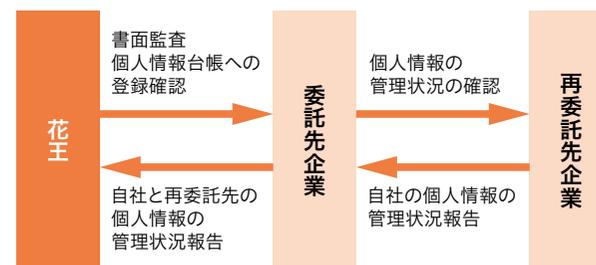
個人情報に関する業務を外部に委託している場合、委託先の管理・監督義務があります。日本花王グループでは、個人情報保護法を遵守して、毎年、書面監査にて委託先を管理・監督しています。2017年は162社に対して委託先書面監査を実施し、個人情報の管理状況を確認しました。また、2017年から再委託先以降とその委託業務内容を記述してもらい、再委託先以降の把握も行なっています。

2016年から実施している、委託先で保存している個人情報の台帳への登録確認も継続して行なうことで管理を強化しています。

花王のアプローチ

具体的な取り組み

個人情報委託先監査



エコロジー

コミュニティ

コーポレート・カルチャー

ガバナンス

第4四半期:改善活動

「第24回トレードシークレット(TS)・個人情報保護推進会議」を開催

2017年11月14日に「第24回TS・個人情報保護推進会議」を開催しました。目的はTS推進委員や個人情報管理責任者に外部講演により新たな知見を身に付けてもらうこと、2017年の事故発生状況の確認、「自主パトロール」のフィードバックと課題抽出、課題に対する改善目標の設定です。

GDPR対応プロジェクト

EUの一般データ保護規則(GDPR: General Data Protection Regulation)が2018年5月25日に施行されます。GDPRは個人データの処理と移転に関する法律で、厳しい規制と罰則が特徴となっています。

花王グループではGDPRの対応を欧州花王グループが中心となって法務・人財開発・情報システム等のさまざまな部門がプロジェクト体制を編成して推進しています。

GDPRではEEA(欧州経済領域)から域外への個人データの移転は原則禁止となっています。そのため、花王グループは標準契約条項(Standard Contract Clauses)を利用して対応を進めています。

中国サイバーセキュリティ法対応

2017年6月1日に中国で施行された「中国サイバーセキュリティ法」では、越境移転の有無にかかわらず中国で収集した個人データは中国国内での保存が義務付けられています。花王グループでは、化粧品事業を中心に顧客データを保有しているため対応が必要です。顧客データのデータベースは日本に設置しているため、新たに中国にデータベースを設置します。中国国内で収集した顧客データはこのデータベースに保管します。この対応への猶予期間は2018年12月31日までとなっているため、2018年中に対応を完了する必要があります。

「海外セキュリティアセスメント」の再開

花王グループでは、2000年代までITのセキュリティアセスメントを行なっていました。近年、サイバー攻撃が世界中で猛威を振るっているため、海外セキュリティアセスメントを再開し、花王グループ全体のセキュリティ対策を強化していきます。チェック項目は158項目で、外部のIT安全性評価を参考に作成しています。